

青森県報

第四千二百九十五号

平成二十九年
五月八日
(月曜日)

目次

告 示

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………

○ 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………

公 告

○ 建設業者の許可の取消し……………

○ 右 同……………

出先機関

○ 土地改良区の定款変更の認可……………

○ 右 同……………

選挙管理委員会

○ 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………

人事委員会

○ 労働基準法別表第一の号別区分の一部改正……………

(保健衛生課) …… 一
 (高齢福祉保険課) …… 二
 (障害福祉課) …… 二
 (同) …… 二
 (東青地域民局) …… 三
 (同) …… 三
 (同) …… 三
 (東青地域民局) …… 三
 (同) …… 三
 (事務局) …… 四
 (職員課) …… 五

公営企業

○ 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (病院課) …… 五
 ○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (同) …… 六

告 示

示

青森県告示第百八十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十九年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医	指定医の区分
森田 隆幸	竹本 歩	竹本 歩	竹本 照彦	竹本 照彦	竹本 照彦	氏名
一般財団法人双仁会青森厚生病院	青森県立中央病院	青森県立中央病院	協立クリニック	協立クリニック	協立クリニック	主として指定難病の診断を行う医療機関の名称
青森市大字新城市山田四八八の一	青森市東造道二丁目一の一	青森市東造道二丁目一〇の二	青森市中央三丁目二の二	青森市東大野二丁目二の二	青森市東大野二丁目二の二	所在地
外科	内科	内科	内科	内科	内科	担当する診療科名
〃	〃	〃	〃	〃	平成 二元・四・一	変更年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難病指 医指	定難病指 医指	定難病指 医指	定難病指 医指	定難病指 医指	定難病指 医指	定難病指 医指	定難病指 医指
佐々木 齊	黒瀬 理恵	原 徹	蝦名 昭男				
医療法人 会村上病 院	弘前市立 病院	独立行政 法人国立 病院	弘前大学 医学部附 属病院	八戸協同 組合生 活協生 八戸生 協診療 所	中部クリ ニック	一般財団 法人双 仁会青 森厚生 病院	医療法人 心会近 藤病院
青森市浜 田三丁目 三の一四	弘前市大 字大字大 町三丁目 八の一	弘前市大 字大字富 野町一	弘前市大 字大字本 町五三	八戸市南 類家一 丁目一七 の二	青森市中 央三丁目 一〇の二	青森市大 字大字新 城一字山 田四八八 の八	青森市松 原三丁目 一三の二 一
整形外科	整形外科	内科	内科、 放射線科、 腸器科、 循環器科	呼吸器内 科			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 月 日 定
名称 一般財団法人 黎明郷	主たる事務所の 所在地 弘前市大字扇町 一丁目二の一	平成 二九・五・一
名称 一般財団法人黎 明郷介護老人保 健施設つがる	所在地 平川市碓ヶ関湯 向川添三〇	

青森県告示第百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指 月 日 定
ちびき薬剤センター	上北郡東北町字板橋山一の一三〇	平成 二九・五・一
あおいもり薬局	上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二 一一〇	
上磯調剤薬局	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田五六の三	

青森県告示第百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	みどりの風訪問看護ステーション
所 在 地	一 十和田市西十二番町一〇の二〇石倉荘
指 定 日	平成 二九・五・一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 三津谷左官工業所
- 二 氏名 三津谷勇司
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字福館字雷電林一の一四〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第一〇〇七二七号
- 五 取消年月日 平成二十九年四月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 左官工業業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

平成二十九年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野沢電気工事株式会社
- 二 代表者の氏名 野沢レコ
- 三 主たる営業所の所在地 青森市中央三丁目八の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第二八二二号
- 五 取消年月日 平成二十九年四月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年四月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、青森中部土地改良区の定款の変更を平成二十九年四月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年五月八日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、奥内土地改良区の定款の変更を平成二十九年四月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

八 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号
契約の相手方を決定した手続

二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低
の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十九年二月十三日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令
第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年五月八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 特定役務の名称及び数量

青森県立中央病院清掃作業等委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年三月二十四日

五 落札者の名称及び住所

株式会社東武青森営業所

青森市古川二丁目一七の八

六 落札金額

年額一億二千百八十二万四千元

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とし
たものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年二月十日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭